

盛岡市中央卸売市場
冷却設備更新事業（水産物部）

特 記 仕 様 書

令和7年4月

盛岡市農林部
中央卸売市場業務課

第1章 総則

本仕様書は、盛岡市（以下「発注者」という。）が発注する盛岡市中央卸売市場（以下「本施設」という。）の冷却設備更新事業（以下「本事業」という。）に適用する。

第1節 事業概要

1 一般概要

本施設の冷却設備は稼働開始から24年が経過し、経年劣化に伴う故障が頻繁に発生している。また、特定フロン冷媒(R22)が令和2年に生産中止となり、冷媒の入手が困難な状況にあるほか、保守部品等の調達に時間を要し修理期間が長期化する傾向にあることから、冷却設備を使用できない期間における商品の保存場所の確保が課題になっている。

以上により、生鮮食料品の品質及び衛生管理状況を安定させ、市場機能を維持することを目的として本事業を実施する。また、環境負荷低減に配慮するため、特定フロンに代わり、自然冷媒に対応した機器を導入する。

2 事業名称

盛岡市中央卸売市場冷却設備更新事業（水産物部）

3 履行場所

盛岡市中央卸売市場 盛岡市羽場10地割100番地

4 施設概要

(1) 本棟（水産卸売場、水産仲卸売場）

ア 延床面積	: 5,945 m ²
イ 主体構造	: 鉄筋コンクリート造
ウ 階層	: 地上3階建
エ 施設	: 低温売場・冷蔵庫（1階）、機械室（3階）、室外機置場（R階）
オ 用途	: 卸売場、仲卸売場、買荷保管積込所、冷蔵庫、冷凍庫（前室含む）

(2) 水産仲卸配送センター

ア 延床面積	: 1,308 m ²
イ 主体構造	: 鉄筋コンクリート造
ウ 階層	: 地上2階建
エ 施設	: 低温売場・冷蔵庫（1階）、機械室（2階）、室外機置場（R階）
オ 用途	: 買荷保管積込所、冷凍庫（前室含む）

5 事業概要

本事業の概要は、次のとおりとし、実施設計、機器製作及び据付、試運転調整の直接経費及び当該工事の監理に要する間接経費等の一切を含むものとする。

- (1) 実施設計（冷却設備更新工事に係る設計）
- (2) 冷却設備更新工事（水産物部）

6 事業期間

令和7年度から令和9年度まで

- | | | |
|--------|-------------|------------------------|
| (1) 設計 | 令和7年度 | (契約日の翌日から令和8年3月20日まで) |
| (2) 工事 | 令和8年度、令和9年度 | (契約日の翌日から令和10年3月15日まで) |

※工事は環境省の国庫補助事業を活用することから実績報告期間内に完了すること。

7 発注方式

本事業は民間企業が有する高い技術力を有効に活用し、設計及び施工の品質確保と工事目的物の性能及び機能の向上、合理的な設計、効率的な施工等を目指し、設計と施工を一体で発注する。

8 事業者選定

設計業務及び建設工事を行うことができる単独企業又は二者で構成される任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）を対象として事業者から企画提案を公募し、プロポーザル方式により選定を行う。

なお、施工企業は、コンソーシアムの構成員からなる共同企業体（以下「JV」という。）を構成することも可能とする。ただし、施工企業は令和6・7年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者のうち管工事の資格を有する者で、管工事業において特定建設業の許可を有する者であること。

9 事業対象施設

- (1) 本棟 (水産物部)

ア	水産卸売場	1 室
イ	水産仲卸売場	1 室
ウ	水産構内通路	1 室
エ	卸売場冷凍庫前室	東側 1 室・西側 1 室
オ	卸売場冷蔵庫（1）	東側 1 室・西側 1 室
カ	卸売場冷蔵庫（2）	東側 1 室・西側 1 室
キ	卸売場冷蔵庫（3）（冷凍庫）	東側 1 室・西側 1 室

ク 冷凍機械室	1 室
ケ 室外機置場	屋外
(2) 水産仲卸配送センター	
ア 低温売場	1 室
イ 前室 1～6	3 室
ウ 冷蔵庫 1～6 (冷凍庫)	3 室
エ 冷凍機械室	1 室
オ 室外機置場	屋外

第2節 適用基準

仕様書に記載されていない事項は、以下の適用基準によることを原則とし、これによりがたい場合は発注者と協議すること。

1 共 通

- (1) 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (2) 建築工事設計図書作成基準の資料（同上）
- (3) 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (4) 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (5) 建築設備工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (6) 建築設備設計計算書作成の手引（同上）
- (7) 公共建築工事標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (8) 営繕工事写真撮影要領（同上）
- (9) 営繕工事電子納品要領（同上）
- (10) 建築設計業務等電子納品要領（同上）
- (11) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕工事編・営繕業務編）（同上）

2 設計方針・業務関連

- (1) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (2) 建築設備設計基準（同上）
- (3) 公共工事建築設計業務委託共通仕様書（同上）
- (4) 官庁施設の設計業務等積算基準（同上）
- (5) 官庁施設の設計業務等積算基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (6) 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）

3 仕様書等

- (1) 盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市建設部建築住宅課制定）
- (2) 県土整備部共通仕様書（岩手県県土整備部制定）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（同上）
- (5) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (6) 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (7) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (8) 電気設備工事監理指針（同上）
- (9) 機械設備工事監理指針（同上）
- (10) 建築改修工事監理指針（同上）

4 積算関係基準

- (1) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (2) 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編・設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (3) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (4) 公共建築数量積算基準（同上）
- (5) 公共建築数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (6) 公共建築（設備）数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (7) 公共建築（設備）数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (8) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (9) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編・設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (10) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編・設備工事編）・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (11) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編・設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (12) 公共建築工事積算基準等関連資料（同上）
- (13) 公共建築設備改修工事の積算マニュアル（（一財）建築コスト管理システム研究所）

5 標準図

- (1) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）
- (2) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）（同上）

(3) 建築CAD図面作成要領

6 電子納品

(1) 盛岡市電子納品ガイドライン及び同運用編（盛岡市）

(2) 電子納品特記仕様書（盛岡市）

第3節 材料及び機器

1 機器仕様

(1) 本事業に使用する機器は本施設における既存の冷却設備機器類と同等又はそれ以上の性能及び機能を有するものとし、追加性能及び機能は提案事項とする。

(2) 既存設備機器単体の性能並びに設備全体の性能を損なってはならない。

(3) 既存設備と異なる仕様の機器を採用する際に発生する費用については受注者が負担すること。

※既存設備の機器仕様は別紙参照のこと。

2 規格・品質

本事業に使用する材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する製品で、既存設備の能力と同等以上のもので、かつ新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本電気工業会標準（JEMA）、日本冷凍空調工業会（JRA）等の規格が定められているものは、規格品を使用すること。特に低温部に使用される材料は、耐冷性及び耐磨耗に優れたものを使用し、腐食性のある条件下で使用する材料は、耐食性のある材質のものを使用すること。また、材料の品質を証明できる書面を提出すること。

3 材料検査

受注者は、あらかじめ本事業に使用する材料について、機器及び材料の規格、型式、数量を明記した材料検査書を提出し、発注者の検査を受けること。

4 機器性能

本事業に使用する機器は、本施設設備の既存機器の性能と同等又はそれ以上の性能を有するものとし、既存機器単体の性能並びに設備全体の性能を損なってはならない。

5 有害物質の使用等

本事業に使用する材料は、有害物質を使用してはならない。ただし、代替品が無い場合は、発注者と協議のうえ指示を受けること。

第4節 設 計

本事業は、次の条件を基に設計するものとする。また、設計に当たり、設計に係る関係法令及び規則を遵守し、設計の円滑な進捗を図らなければならない。

1 設計条件

- (1) 事業者は、現場確認等の事前調査を行ったうえで、設計着手前に業務計画書を作成し、市と協議を行い、承認を得ること。
- (2) 営繕積算システムR I B C 2による積算を行い、営繕工事積算チェックを行うこと。
(※国土交通省：営繕工事積算チェックマニュアルを準用)
- (3) 本事業は設計及び施工を一体で発注することから施工方法等を見据えた設計とすること。
- (4) 本事業で使用する冷媒は自然冷媒のみとする。代替フロン冷媒等は認めない。
機器の運用に際して、新たに資格者の配置が必要な設備や許認可等が必要な設備は対象外とする。ただし、届出が必要な設備については受注者の負担で行う場合はその限りではない。
- (5) 本事業は既存の冷蔵庫、冷凍庫等の躯体は改修せず、冷却設備機器類のみを更新する。ただし、設備の仕様上、躯体や他の設備の改修が必要である場合は提案事項とし、改修にかかる費用については受注者が負担する。
- (6) 本事業は工事期間中においても本施設の使用を継続することから、設備更新まで既存設備の運転に支障をきたしてはならず、設備全体の停止期間が最短となるように切替方法等を検討すること。切替後は検査が完了した設備から供用を開始する。
- (7) 冷却設備機器類の設置場所は本施設の使用に影響がなく、既設設備の運転に支障がない場所とし、躯体の耐荷重を考慮し、構造上問題ないよう設計すること。
また、屋外に機械室を設置する場合は防護柵等、外部から人が立ち入ることができない構造とすること。
- (8) 冷却設備機器類の選定に当たっては、万が一冷却設備が停止した場合に早期復旧もしくは代替運転等により冷却設備の停止期間が最小限となるよう、修理やメンテナンス等の作業性に配慮した構成とすること。
- (9) 既存設備と比較した上で、その優位性が明らかになる資料を示すこと。
- (10) 維持管理コスト（光熱水費、保守点検費用等）算出に際して、15年間の計画（試算）を作成し、必要なコストを試算表として示すこと。
なお、運用に際して定期的に交換が必要な部品の費用を試算表に盛り込むこと。
- (11) 本事業は国庫補助事業を活用することから、補助対象機器を選定するとともに、発注者が国庫補助事業の申請を行う際に、受注者は申請に必要な書類等の作成に関わる支援を行うこと。また、国庫補助事業に係る会計検査院による会計検査において必要な支援を行うこと。

【国庫補助事業（環境省）】

二酸化炭素排出対策事業等補助金

(コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の脱フロン・脱炭素化推進事業)

(12) 既存設備機器類、配管及び配線等の撤去搬出、特定フロン冷媒回収及び破壊処理を工事費に含めること。

なお、撤去が困難な場所については発注書と協議の上、決定する。

(13) 冷却設備の中央管理装置を更新する。設置場所は本棟2階防災センターと本棟3階管理事務所とし、遠隔で温度制御及び状態監視等を可能とすることとし、保守管理用の日報帳票を作成できること。

(14) 既設の動力制御盤から電源供給している付帯機器類は新設する動力制御盤に移設もしくは新設することでその性能及び機能を損なってはならない。

第5節 施 工

本事業は、次の条件の基に施工するものとする。また、工事の施工に当たり、工事に係る関係法令及び規則を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

1 施工条件

(1) 施工可能な時間帯は、工事作業日及び時間の詳細を監督員及び施設管理委託業者、本施設の関係者と協議の上決定すること。

なお、工事期間中、既存設備を停止する場合、停止期間中の代替機能は受注者の負担により確保すること。

(2) 工事写真は工程毎、場所毎に施工前、施工中、施工後を同アングルで撮影すること。

また、監督員が特に撮影するように指示するものは、以後同様に撮影すること。

(3) 工事期間中は、既存設備は運転を停止せずに施工すること。ただし、施工完了後に試運転を行う場合は既存設備との切り替えを行い実施するものとする。

(4) 本事業の施工に必要な仮設事務所を本施設内に設置する場合、あらかじめ発注者の承諾を得て指示に従うこと。また、本事業に使用する資材及び材料置場は、本施設内に確保するが、使用場所については発注者の承諾を得て指示に従うこと。

なお、仮設事務所及び資材置場等にかかる施設使用料は受注者負担とする。

(5) 工事用電源及び水は受注者が負担する。本施設の共有設備（電気・上水・井水等）を使用する場合は発注者の承諾を得ること。

なお、分岐箇所及びアウトレットの箇所等については発注者の指示に従うこと。

(6) 本施設は生鮮食料品を扱う施設であることから、受注者はHACCPに基づく衛生管理に配慮して施工を行うこと。

(7) 本事業における官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要な諸手続等は、発

注者と協議のうえ受注者が遅滞なく処理すること。

なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

2 工程管理

- (1) 各年度の最終の工事期間は3月中旬までとし、年度毎に完了報告書を提出すること。
- (2) 受注者は、工事期間中月1回工程会議を開催し、発注者と工程及び施工について打ち合わせを行い、月間工程表及び工事月間工程報告書等を提出すること
- (3) 受注者は、工事の進捗状況を把握し、工事の円滑な進行を図ること。
- (4) 受注者は、年間及び月間工程表とは別に、工事の進捗状況等を記載した週間工程表を提出すること。また、雨天等により工程の変更が生じた場合、発注者と協議し、発注者の指示により必要な措置を講じること。
- (5) 受注者は、作業開始前に当日の作業予定について作業連絡票を提出すること。また、作業終了後に工事日報を提出すること。
- (6) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

3 施工管理

- (1) 受注者は工事施工中、既存設備の運転に支障をきたしてはならない。
- (2) 受注者は市場施設の使用に支障が生じないよう配慮すること。施設使用に支障をきたす恐れがある場合は発注者、施設管理委託業者、場内業者と十分な調整を行い、発注者の了解を得てから施工を行うこと。
- (3) 発注者は、受注者が施工する工事と、発注者が発注する他の工事及び修繕等が、施工上密接に関連する時は、その工程について協議し、調整を行なうものとする。受注者は、発注者の調整に従い、相互の円滑な施工に協力しなければならない。
- (4) 本事業により発生した発生材は、受注者が法令に基づき適正に処分すること。
- (5) 産業廃棄物は、受注者の責任において処理処分し、マニフェストの写しを提出すること。

4 安全管理

受注者は、工事施工前に関係者への安全教育を実施し、施工中の安全対策及び防護対策の指導を十分に行い労働災害防止に努めること。

また、万一労働災害等の事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに、事故発生原因及び経過並びに事故による被害の内容等について速やかに発注者に報告し、事後処理に努めること。

5 現場管理

- (1) 受注者は、資材置場、資材搬入路、仮設現場事務所等については、発注者と十分協議し、本施設の使用に支障がないよう計画し実施すること。また、整理整頓を励行し、火災及び盗難等の事故防止に努めること。
- (2) 受注者は、関係法令を遵守し適正に現場の管理を行なうこと。
- (3) 受注者は、工事の進捗状況により、夜間又は休日作業を必要とする場合は、あらかじめ発注者に連絡し、発注者の了解を得ること。
- (4) 受注者は、工事施工箇所が明確になるよう、その区域へ適当な柵等を設け、他の区域と区別すること。
- (5) 受注者は本事業の目的、内容を記載した工事施工体制等を表示する看板を工事現場内に設置すること。記載内容については、監督員と事前に協議の上作成すること。

6 復旧

- (1) 受注者は、既存設備等の損傷及び汚染防止に努めるとともに、万一損傷又は汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。また、発注者が使用を認めた資材置場用地等は、工事完了後速やかに現況のとおり復旧すること。
- (2) 受注者は、本施設の建物及び設備又は機器を損傷しないよう十分注意して施工しなければならない。また、万一損傷させた場合は発注者に速やかに報告し、発注者の指示に従い復旧しなければならない。

7 余裕期間の設定

- (1) 本事業は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- (2) 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- (3) 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (4) 工事实績情報システム(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、10日以内に、登録申請するものとする。
- (5) 工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- (6) 契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- (7) 現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
- (8) 工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。

(9) 工事開始日の前日までに施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、発注者及び受注者の協議により、工事開始日を変更することができるものとする。

(10) その他、余裕期間を設定する工事の取扱い、以下によるものとする。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsusitaku/1008588.html>

8 週休2日工事

(1) 本事業は盛岡市週休2日工事実施要領に定める「週休2日工事」である。

(2) 受注者は契約後速やかに、週休2日工事の実施の有無について、監督員と協議すること。

(3) 実施に当たっては、「盛岡市週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。

なお、週休2日工事に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。

(4) 詳細については、以下のホームページ「盛岡市週休2日工事について」を参照すること。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsusitaku/1047438/index.html>

第6節 試 験

1 性能試験

(1) 試験の目的

性能試験は、本仕様書に定める範囲で、本設備稼動時の性能と同等であることを確認するものとする。

(2) 試験の条件

性能試験における機器の試運転は、発注者立会のもとで実施することとし、機器調整その他の事項は、受注者が実施するものとする。

(3) 試験の方法

性能試験実施にあたっては、試験項目及び条件に基づいた試験項目を明記した要領書を作成し、発注者の承諾を得ること。

(4) 工場試験

受注者が自ら試験を行い、その結果を書面で提出し、発注者の承諾を得た場合には、これをもって工場試験に代えることができる。

第7節 検 査

1 立会検査

(1) 受注者は、機器の立会検査を受ける場合は、あらかじめ発注者に立会検査願い及び要領書を提出し、発注者立会のもとで行なうものとする。

(2) 工場検査は、受注者が自ら検査を行い、その結果を書面で提出し、発注者の承諾を得た場合

は、これをもって工場検査に代えることができる。

(3) 中間検査は、施工完了後出来形及び品質が容易に確認できない箇所について、施工中の中間立会検査を受けなければならない。また、検査員が必要に応じ、随時中間検査を行う場合がある。

(4) 受注者は、施工前及び施工完了後、発注者の立会検査を受けなければならない。

第8節 提出図書

本事業は次の提出図書を提出するものとする。また、提出図書のほか契約書に基づく書類についても提出しなければならない。また、提出図書は全ての電子データ（盛岡市電子データ納品要領による）を提出すること。

契約書に基づく各種提出書類は以下のホームページにある様式で提出すること。

- ・建築設計業務委託契約約款に基づく各種提出書類

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/yoshiki/1008676.html>

- ・市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/yoshiki/1008675.html>

1 調査・診断等

- | | |
|----------------|-----|
| (1) アスベスト調査報告書 | 1 部 |
| (2) 既存設備現地調査書 | 1 部 |

2 設計図書

実施設計終了時に次の書類を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 設計業務完了届 | 1 部 |
| (2) 設計図面（A1・A3縮小版） | 1 部 |
| (3) 実施設計説明書（仕様に対する設計への反映状況を確認できるもの） | 1 部 |
| (4) 工事内訳書（営繕積算システム RIBC2 により作成） | 1 部 |
| (5) 数量調書 | 1 部 |
| (6) 設計計算書 | 1 部 |
| (7) 積算根拠資料 | 1 部 |
| (8) 工事工程表 | 1 部 |
| (9) 設計打合せ記録（関係官庁・関係機関との打合せを含む） | 1 部 |
| (10) 上記以外の関係官庁・関係機関への所要の届出等 | 1 部 |
| (11) エネルギー消費性能の比較資料作成（既存と更新後の比較程度） | 1 部 |
| (12) 上記の電子データ（CD-R または DVD-R） | 2 部 |

※図面はCAD 及びPDF とする。

3 承諾申請図書

事業者は工事施工に際しては、次の図書を提出し、事前に発注者の承諾を得るものとする。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 施工承認図 | 2 部 |
| (2) 施工体制台帳 | 1 部 |
| (3) 施工計画書 | 1 部 |
| (4) 施工体系図 | 1 部 |

4 完成図書

受注者は、工事完成に際し完成図書として、次のものを提出すること。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 工事写真 | 2 部 |
| (2) 完成写真 | 2 部 |
| (3) 完成図面（A 4 判） | 2 部 |
| (4) 試験成績表 | 2 部 |
| (5) その他必要な図書 | 2 部 |
| (6) 上記の電子データ（CD-R または DVD-R） | 2 部 |

※図面はCAD 及びPDF とする。

第9節 保証

1 保証事項

(1) 施工責任

本事業は、すべて受注者の責任において施工されるものとする。また、施工に際しては、既存設備が稼働中のため、当該工事によって本施設の使用を妨げてはならない。

なお、受注者は、設計図書に明記されていない事項であっても、工事の性質上必要なものについては、発注者の指示に従って受注者の負担により施工しなければならない。

(2) 保証期間

本事業のかし担保責任の保証期間は、正式引渡しの日から2年間とする。保証期間中に生じた設計、施工及び材質の欠陥による全ての破損及び故障等は、受注者の負担により速やかに補修又は取替を行わなければならない。

なお、明らかに運転上の誤操作及び天災等不測の事故に起因する場合は、この限りではない。

第10節 疑義その他

1 適用範囲

本仕様書は、本事業の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成のため機器又は設備の性能を確保する上で当然必要と認められるものについては、記載の有無にかかわらず受注者の責任において全て完備しなければならない。

2 疑義

受注者は、本仕様書及び設計図書又は施工中に疑義が生じ、機器及び設備の性能確保が困難であると認めた場合、発注者と協議し指示を受けるものとする。

3 変更

本仕様書に定める事項について、その性能及び機能等を満たす範囲において発注者の承諾により変更できるものとする。

第11節 特記事項

- 1 本施設の関係者や議会等への説明に必要な図面や資料の提供を本市が求めた場合、受注者はその指示に従うこと。ただし、受注者にかかる機密や秘匿情報等に関連する場合は、発注者と協議を行うこととする。
- 2 本仕様書に記載する機器の構成及び機能、性能は最低仕様とし、同等以上の機能を有すること。
- 3 耐震、防水、避雷対策を十分に配慮すること。
- 4 本事業で納品する機器は新品（国内工場検査確認機器）とする。
- 5 本事業により積載荷重の増加、既存構造体の欠損等がある場合は、予め既存躯体への影響を十分検討し、安全性を確認すること。支障が生じる可能性がある場合は補強、改修等の適切な処理を行うこと。
- 6 既存設備機器の撤去、本事業の機器設置にて発生する産業廃棄物は、全て受注者の責任において適切に運搬し、処分すること。
- 7 引き渡し時においては、操作マニュアルを作成の上、十分な操作説明を実施すること。
- 8 本事業は、監督員並びに検査員の行う各種検査に合格しなければならない。
- 9 本施設は使用中の施設であるため、仮設材及び資材等の搬入及び施工については、十分安全に配慮するとともに、施設利用者及び通行人、通行車両に支障のないよう万全を期すること。
- 10 本施設内の現地調査及び現地作業は発注者の立会いも行うこと。

第2章 冷却設備更新事業（水産物部）

第1節 実施設計

以下の業務内容について、施工前に発注者に提出し承諾を得ること。

- | | |
|--|-----|
| 1 実施設計 | 1 式 |
| (1) 現地調査・報告 | |
| (2) 実施設計図書の作成 | |
| (3) 実施設計内容の説明 | |
| (4) 設計業務計画書の作成 | |
| (5) 計画工程表の作成 | |
| (6) 設計等打合せ議事録の作成 | |
| (7) 工事費、工事内訳書（営繕積算システム RIBC2 による積算）の作成 | |
| (8) 機器搬入・据付計画書の検討・作成 | |
| (9) 既設撤去・搬出計画書の検討・作成 | |
| (10) 中央管理装置のシステム設計書の作成 | |
| 2 アスベスト含有調査及び報告 | 1 式 |
| 3 関係官庁・関係機関への所要の届出等業務 | 1 式 |

第2節 冷却設備更新工事

発注者の承諾を受けた設計図書に基づき事業者の責任において誠実に施工を行うこと。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1 冷却設備更新工事 | 1 式 |
| (1) 本棟（水産卸売場、水産仲卸売場） | |
| (2) 水産仲卸配送センター | |
| 2 付帯設備機器類 | 1 式 |
| 3 配管資材及び副資材類 | 1 式 |
| 4 工業薬品類 | 1 式 |
| 5 機器本体搬入・据付工事 | 1 式 |
| 6 配管・機器防熱工事 | 1 式 |
| 7 電気設備工事 | 1 式 |
| 8 建築土木工事 | 1 式 |
| 9 総合調整 | 1 式 |
| 10 既設機器解体撤去工事（フロン回収、破壊処理含む） | 1 式 |